

小中一貫した教育課程の 編成・実施に関する手引

平成28年12月26日

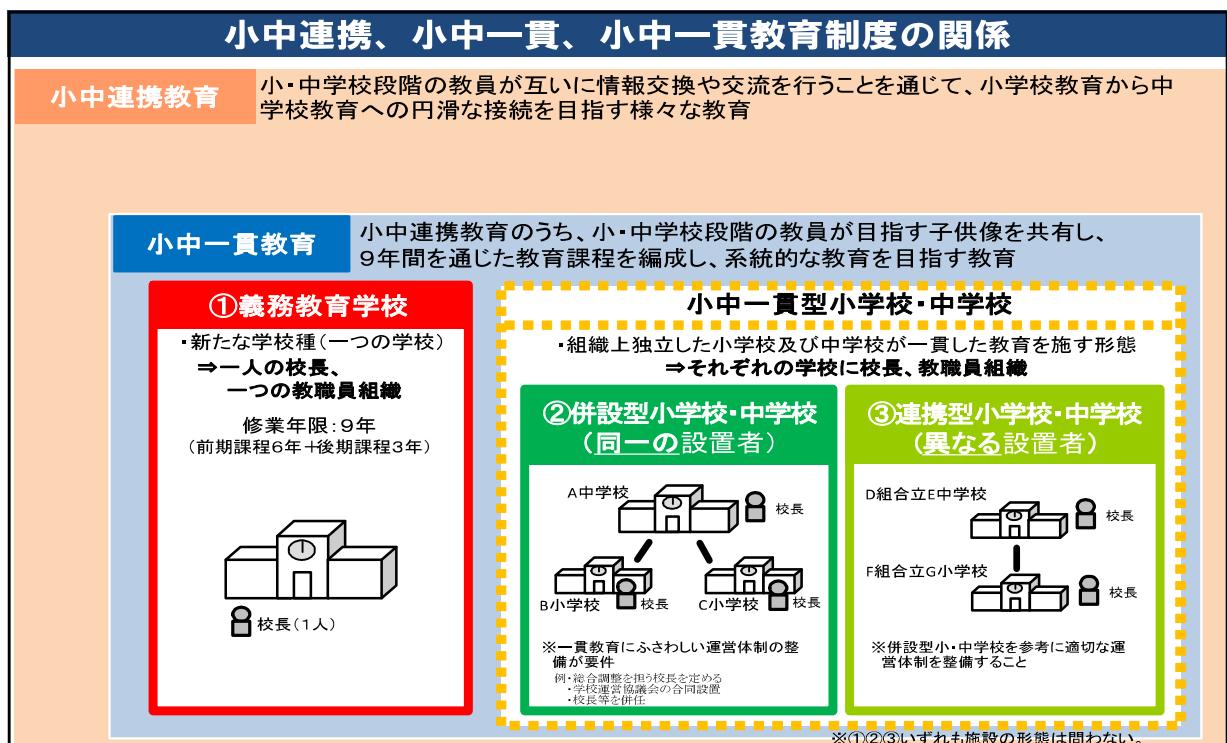
文 部 科 学 省

第2章 小中一貫教育制度について

- 自治体や学校現場での取組が10数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が報告されている中にあって、正式に小中一貫教育が学校制度として位置付けられたわけですが、これまでと何が変わらぬのか必ずしも十分に理解されていない状況があります。制度の詳細については施行通知や法令を参照する必要がありますが、ここでは、改めて今回の制度の類型と、新たな制度の下で小中一貫教育に取り組むメリットについて解説します。

(1) 制度の3類型

- 小中一貫教育の制度化においては、従来の制度下での小中一貫教育の取組では、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設の形態などが様々であり、地域の実情に即した多様な取組が行われてきた状況を踏まえ、大きく2つの形態を制度化することとなりました。



- 具体的には、小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態(義務教育学校)と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態(小中一貫型小・中学校)の2つです。
- このうち小中一貫型小・中学校については、更に設置者に着目し、同一設置者による

ものは、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「併設型小・中学校」という。）として制度化し、一部事務組合を設立して小・中学校を設置している場合など、小学校と中学校で設置者が異なるものは中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校（以下「連携型小・中学校」という。）として制度化しました*1。

- なお、義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置を可能としています。以下、3つの類型について簡単に解説していきます。

（義務教育学校）

- 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- 義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります（第5章参照）。
- 義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切り（第5章参照）に応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。
- 教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持ってい

*1 公立の小・中学校については、通常は、小・中学校の設置者は同一市町村であるため、小中一貫型の小・中学校の制度を活用する場合には、ほとんどの学校が「併設型小・中学校」に分類されるものと考えられます。

れば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています^{*1}。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です（所持する免許状による制約に関する考え方については、第6章で詳述します）。

（併設型小・中学校）

- 併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。
- これらの学校においては、
 - ① 小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
 - ② 3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
 - ③ 一般的な小中連携と明確に区別する必要があること等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされています。
- 具体的には、例えば、
 - ① 関係校を一体的にマネジメントする組織（例：△△学園等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
 - ② 学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続を明確にすること
 - ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させること^{*2}などが考えられます。
- 併設型小・中学校には、義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。
- また、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることか

*1 この経過措置は、全国平均で、小学校教員に占める中学校教諭免許状保有者が約6割、中学校教員に占める小学校教諭免許状保有者が約3割という免許状の併有率の現状に鑑み置かれているものです。今後、併有の一層の進展などを通じて、義務教育9年間の教育を担える教員の育成が進むことが期待されます。

*2 小学校と中学校の免許状を併有していないとも、小学校と中学校に併任することは可能です。

ら、通常の小・中学校と比較して、9年間一貫した指導を実施したり、「4—3—2」や「5—4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定（第5章参照）したりして、取組を行うことが容易であると言えます。

（連携型小・中学校）

- ほとんどの場合、一貫して教育を行おうとする小学校と中学校の設置者は同一であると考えられますが、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合も少数ながら想定されます。
例：市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子供の通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合立で設置されているケースなど
そのような場合に適用される仕組みとして、連携型小・中学校の制度が設けられました。
- 連携型小・中学校においては、学校同士の関係性や学校間の距離等について多様な組合せが考えられることから、省令上、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定は設けられていませんが、併設型小・中学校におけるふさわしい運営の仕組みも参考に、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められます。
- なお、教育課程特例については、中高一貫教育における連携型中学校・高等学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設は設置者の判断で実施可能ですが、学年段階や学校段階を超えた指導内容の入替え等を行いたい場合には、教育課程特例に関する文部科学省への申請が別途必要となります（教育課程特例校）。

義務教育学校		小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	一	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整える ことが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、 学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を 教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、 一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認 する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併せて		
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
教育課程の 特例	一貫教育に 必要な独自 教科の設定	○	○	○
	指導内容の 入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		